

リース取引に関する会計処理の変更について

(ファイナンス・リース取引)

文部科学省私学部参事官室

他の会計基準の動向

- 国際会計基準は、**資産計上(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理)**
- リース取引の経済的実態を踏まえ、国内の他の会計基準については、順次、**資産計上に変更**
 - ・国立大学法人会計基準、公益法人会計基準 : **H16年度**
 - ・企業会計基準 : **H20年度**



リース取引の経済的実態を反映するため、
学校法人会計もこの取扱いによる必要

会計処理変更の理由

- 経済的実態を**学校法人の計算書類に的確に反映させる必要**がある。
 - ・ファイナンス・リース取引は、**物件を売買したのと同様の取引実態**。
(中途解約不可、借手がリース物件の使用に伴って生じるコストを負担。)
 - ・経費処理(賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理)では、今後何年間にわたり、
いくらリース料を支払うか等の潜在債務が明らかではない。
 - ・資産計上であれば、資産(該当する固定資産の科目)と負債(未払金)が貸借対照表上に
的確に表される。

◆適用:リース取引開始日が平成21年4月1日以降のリース取引

リースの会計処理

区分		定義	現行	変更後
ファイナンス・リース(F・L)取引	所有権 移転 F・L	リース期間後、 借主が所有	売買取引に係る 会計処理 【資産計上】	同 左
	所有権 移転外 F・L	リース期間後、 貸主に返却	(原則) 売買取引に係る 会計処理 【資産計上】 (例外) 賃貸借取引に係る 会計処理 【経費処理】	売買取引に係る 会計処理のみ 【資産計上】 廃止

以下の場合には経費処理が可能
 ○固定資産計上基準額未達
 ○リース期間が1年以内
 ○リース契約1件あたり300万円以下
 (移転外F・L)